

産業イノベーション促進地域制度の手引き

令和7年3月

沖縄県

《 目 次 》

I 産業イノベーション促進地域制度の概要

1 制度の目的	1
2 対象区域（指定地域）・対象事業等	1

II 特例措置の内容

1 対象資産	3
2 税制上の特例措置（国税）	4
3 税制上の特例措置（地方税）	5
4 融資制度	7
5 中小企業信用保険法等の特例	8

III 措置実施計画の認定申請について

1 措置実施計画とは	9
2 産業イノベーション促進地域制度活用の流れ	11
3 認定申請書提出先・申請書類	13

III-II 措置実施計画認定後の手続について

1 主務大臣の確認	16
2 変更認定又は認定取消	16
3 実施状況報告	17

IV 問合せ先

1 制度・特例措置等の所管部署一覧	18
2 制度概要等の問合せ先	18

別添 記入要領・記入例

1 措置実施計画申請等に係る記入要領	19
2 措置実施計画申請等に係る記入例	22
3 変更申請書の記入例	26
4 実施状況報告書の記入例	27

○法令の略称一覧

沖縄振興特別措置法・・・・・・・・・・・・・・・・・ 沖縄振法
 沖縄振興特別措置法施行令・・・・・・・・・・・・・・・・・ 沖縄法令
 沖縄振興特別措置法第 36 条の規定に基づく産業高度化又は
 事業革新に特に資するものとして主務大臣が定める基準等・・・・主務大臣の告示
 租税特別措置法・・・・・・・・・・・・・・・・・ 租特法
 租税特別措置法施行令・・・・・・・・・・・・・・・・・ 租特法令

産業イノベーション促進地域制度における 税制上の特例措置を受けるために必要な手続きの概要

この手引きでは、①と②の項目について解説しています。③と④は国の手引き等にて確認してください。

①特例の対象となる措置実施計画を知事に申請

認定申請書に記載する主な項目

- ・達成しようとする目標
- ・内容及び実施期間
- ・実施体制
- ・必要な資金の額及びその調達方法 等

②知事の認定を受ける

計画が認定要件を満たせば知事から認定されます。
認定を受けた場合は、下記の特例の対象となります。

- ・中小企業信用保険法の特例
- ・中小企業投資育成株式会社法の特例

③県知事から認定された措置実施計画の実施によって見込まれる付加価値額の目標値等を主務大臣に申請

主務大臣に申請する目標値（アとイ）

- ア 付加価値額の増加
- イ 以下2つのうち、いずれかを満たすこと。
 - ・常用労働者数の維持及び常用労働者の給与額の増加
 - ・常用労働者数の増加

④主務大臣から確認を受ける

申請した目標値が基準を満たせば確認を受けられます。
※具体的な数値は主務大臣告示や手引き等を確認してください。

⑤措置実施計画に基づき設備投資等を実施

⑥税務申告

※注意事項

- ①当制度の税制上の特例措置を受けるためには、**対象資産の取得等の前に**、措置実施計画について知事の認定及び主務大臣の確認が必要になります。
- ②認定及び確認を受けても、税制上の特例措置が受けられない場合があります。要件等について、各関係行政機関に事前に問い合わせてください。

I 産業イノベーション促進地域制度の概要

1 制度の目的

産業イノベーション促進地域（以下、「促進地域」という。）は、DXの推進により製造業等の開発力・生産技術等の向上や沖縄の地域資源や再生可能エネルギーを活用した新事業の創出等に特に寄与する事業を行う企業の集積を通じて、新たな価値を生み出し、これを普及することにより、創出される経済社会の大きな変化を促進することを目的としています。

促進地域では、産業イノベーション促進計画に基づく措置実施計画について知事の認定を受けた事業者が、指定地域で、機械・装置、特定の器具・備品、建物等を取得した場合における税制上の特例措置※（国税【投資税額控除、特別償却のどちらか選択、】・地方税）や中小企業信用保険法等の特例、融資制度を活用することができます。

※ 税制上の特例の活用にあたっては、措置実施計画の実施により一定の要件（対象業種、付加価値増、給与増等）を満たすことについて、主務大臣の確認を受ける必要があります。なお、事業所税についてのみ、知事の認定及び主務大臣の確認は不要です。

2 対象区域（指定地域）・対象事業等

(1) 対象区域：沖縄県内全域（41市町村）

(2) 対象事業

制度の対象となるのは、製造業をはじめとする17事業が対象となります。対象事業の定義は、原則として日本標準産業分類に基づきますので、対象事業の判定も同分類に準じます。

対象事業	税制 特例	中小 特例
① 製造業	○	○
② 道路貨物運送業	○	○
③ 倉庫業	○	○
④ 卸売業	○	○
⑤ 自然科学研究所	○	○
⑥ 電気業（一定の要件あり）	○	○
⑦ ガス供給業（一定の要件あり）	○	○

対象事業	税制 特例	中小 特例
⑧ こん包業	—	○
⑨ デザイン業	—	○
⑩ 機械修理業	—	○
⑪ 機械設計業	—	○
⑫ 非破壊検査業	—	○
⑬ 商品検査業	—	○
⑭ 計量証明業	—	○
⑮ 経営コンサルタント業	—	○
⑯ エンジニアリング業	—	○
⑰ 研究開発支援検査分析業	—	○

(3) 対象期間

令和9年3月 31 日までに対象資産を事業の用に供する予定の計画が対象となります。

(注意) 税制上の特例措置の活用を予定している場合、対象資産の取得等の前に、措置実施計画について知事の認定及び主務大臣の確認を受ける必要があります。

Ⅱ 特例措置の内容

1 対象資産

○税制上の特例措置の対象となる資産は、対象事業の用に供する以下の資産です。

(1) 「機械・装置」の範囲

＊「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第二の「機械及び装置」が対象

別表第二において、申請予定の機械・装置がどの項目に該当するのか必ず確認してください。

＊ガス業用設備に属する機械及び装置のうち、沖振法令第4条第9号に規定する液化ガス貯蔵設備及びこれと一体として設置されるもの。

(2) 「器具・備品」の範囲

①電子計算機	②デジタル交換設備	③デジタルボタン電話設備
④ICカード利用設備	⑤開発研究用の器具・備品	
＊⑤は、「製造業」「自然科学研究所」「電気業」が対象		

(3) 「建物」の範囲

＊工場用の建物（ガス供給業を除く）

＊以下の事業については、工場用の建物に加え、以下の建物も対象

事業名	建物
道路貨物運送業	車庫用、作業場用又は倉庫用の建物
倉庫業	作業場用又は倉庫用の建物
卸売業	作業場用、倉庫用又は展示場用の建物
自然科学研究所	研究所用の建物

(4) 「建物附属設備」の範囲

＊「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第一の「建物附属設備」が対象

電気設備（照明設備含む）、冷房、暖房、通風又はボイラー設備等。

＊対象となる附属設備は、建物と同時取得したものに限ります。

(5) 「構築物」の範囲

ガス供給業又は製造業の用に供する液化天然ガスを貯蔵するためのガス貯槽及びそのガスを利用するための導管に限る。

2 税制上の特例措置（国税）

○ 下記の(1)、(2)のいずれかを選択。

○ 建物附属設備は、建物と同時に取得した場合のみ対象。

○ 特別償却は個人事業主も対象

(1) 投資税額控除

根 拠	沖振法第 36 条、租特法第 42 条の 9、租特法令第 27 条の 9
対象者	措置実施計画について知事の認定及び主務大臣の確認を受けた青色申告法人
対象設備	対象区域内において、対象事業の用に供する設備で次の①又は②の規模のものの新設又は増設する場合 ①一の生産等設備※で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの ②機械・装置、器具・備品で、一の生産等設備※を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円を超えるもの
内 容	対象区域内において、対象設備等を新・増設した場合、その取得価額の一定割合が法人税額から控除されます。 ○建物・建物附属設備・構築物：取得価額の 8 % ○機械・装置、器具・備品：取得価額の 15 % ※ 中古設備は対象外 ※ 取得価額の限度額：20 億円 ※ 税額控除の限度額：各事業年度の法人税額の 20 % ※ 繰越可能年数：4 年(措置実施計画期間内に限る)

○問合せ先：所管の各税務署（法人税担当部署）

※一の生産等設備とは対象事業の用に直接供される減価償却資産を指します。

（２）特別償却

根 拠	沖振法第 36 条、租特法第 12 条、同法第 45 条、租特法令第 6 条の 3、同令第 28 条の 9
対象者	措置実施計画について知事の認定及び主務大臣の確認を受けた青色申告事業者
対象設備	対象区域内において、対象事業の用に供する設備で次の①又は②の規模のものの新設又は増設する場合 ①一の生産等設備※で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの ②機械・装置、器具・備品で、一の生産等設備※を構成するものの取得価額の合計額が 100 万円を超えるもの
内 容	対象区域内において、対象設備等を新・増設した場合、その取得価額の一定割合が特別償却として認められます。 ○建物・建物附属設備、構築物：取得価額の 20 % ○機械・装置、器具・備品：取得価額の 34 % ※ 取得価額の限度額：20 億円

○問合せ先：所管の各税務署（法人税担当部署）

※一の生産等設備とは対象事業の用に直接供される減価償却資産を指します。

3 税制上の特例措置（地方税）

- 土地については、取得の翌日から起算して 1 年以内に家屋の建設に着手した場合に限る。
- 家屋、土地等については、直接業務に供しない部分は課税免除の対象外。
- （３）固定資産税の課税免除について「倉庫業」は対象外

※ 実際に課税免除が適用されるか否かについては、必ず県税・市町村税所管部署に確認してください。

(1) 事業税の課税免除（県税）

根 拠	沖振法第 37 条、地方税法第 6 条、県税の課税免除等の特例に関する条例第 5 条
対象者	措置実施計画について知事の認定及び主務大臣の確認を受けた個人事業主及び法人
対象資産	対象区域内において、対象事業の用に供する次の①又は②のいずれかの資産 ① 減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの ② 機械・装置等で、取得価格の合計額が 500 万円を超えるもの
内 容	新・増設から 5 か年間(措置実施計画の実施期間に限る)、新・増設に係る事業税の課税免除※ 1

○問合せ先：各県税事務所

(2) 不動産取得税の課税免除（県税）

根 拠	沖振法第 37 条、地方税法第 6 条、県税の課税免除等の特例に関する条例第 5 条
対象者	措置実施計画について知事の認定及び主務大臣の確認を受けた個人事業主及び法人
対象資産	対象区域内において、対象事業の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの
内 容	新・増設に係る不動産取得税の課税免除 ○対象設備である家屋※ 2 ○家屋の敷地である土地の一部※ 3

○お問合せ先：各県税事務所

(3) 固定資産税の課税免除（市町村税）

根 拠	沖振法第 37 条、地方税法第 6 条、県税の課税免除等の特例に関する条例第 5 条、各市町村条例
対象者	措置実施計画について、知事の認定及び主務大臣の確認を受けた個人事業主及び法人
対象資産	対象区域内において、対象事業の用に供する次の①又は②のいずれかの資産 ①減価償却資産の取得価額の合計額が 1,000 万円を超えるもの ②機械・装置等で、取得価額の合計額が 100 万円を超えるもの
内 容	新・増設した家屋、償却資産、土地に対する固定資産税について、新たに課税されることとなった年度以後 5 年度分(措置実施計画期間内に限る)、課税が免除されます。

○問合せ先:各市町村税務担当課

※対象資産については、各市町村で異なる場合がありますので、必ず確認してください。

※原則として市町村税。ただし、大規模償却資産の取得価額のうち、一定限度額を超える額については県税になります。

(4) 事業所税の課税軽減 (市町村税) ※那覇市のみ

根 拠	地方税法附則第 33 条、地方税法施行令附則第 16 条の 2 の 8
対象者	那覇市において、対象となる資産の新・増設を行った者
対象資産	那覇市において、対象事業の用に供する次の①又は②のいずれかの資産 ①当該施設に設置される機械・装置及び器具・備品の取得価額の合計額が 1,000 万円以上であるもの ②当該施設に係る建物・附属設備の取得価額の合計額が 1 億円以上であるもの
内 容	上記施設において行う事業に対し課する事業所税のうち、資産割について、その課税標準となるべき事業所床面積の算定の際に、5 年間、当該事業所の床面積を 2 分の 1 であるものとして計算する。

○問合せ先：那覇市資産税課（TEL：098-862-5320）

- ※ 1 税額の全額が課税免除になるものではなく、新・増設した対象設備に直接従事した従業員配置により計算を行います。
- ※ 2 直接に対象事業の用に供する資産のみが課税免除の対象となり、販売部門や営業部門は除外されます。
- ※ 3 土地は取得の日の翌日から起算して 1 年以内に当該土地を敷地とする対象設備である家屋建設の着手があった場合のみ対象となります。

4 融資制度

融資制度を活用するためには、別途、沖縄振興開発金融公庫の審査が必要です。
詳細については沖縄振興開発金融公庫に確認してください。

(1) 産業開発資金

種類	使途	融資限度額	返済期間
国際物流拠点産業集積 地域等特定地域振興	対象区域内で事業を行 うために必要な資金	所要額の7割以内	25年以内 (うち据置5年以内)

利用窓口：本店 融資第一部 産業開発融資班（TEL：098-941-1765）

(2) 中小企業資金

種類	使途	融資限度額	返済期間
国際物流拠点産業集積 地域等特定地域振興資 金貸付	設備資金	7億2千万円	20年以内 (うち据置5年以内)
	長期運転資金	2億5千万円	7年以内 (うち据置3年以内)

利用窓口：本店 融資第二部 中小企業融資第一班（TEL：098-941-1785）

(3) 生業資金

種類	使途	融資限度額	返済期間
国際物流拠点産業集積 地域等特定地域振興資 金貸付	設備資金	7千2百万円	20年以内 (うち据置5年以内)
	運転資金	4千8百万円	7年以内 (うち据置3年以内)

利用窓口：本店 融資第二部 中小企業融資第二班（TEL：098-941-1795）

5 中小企業信用保険法等の特例

知事から措置実施計画の認定を受けた事業者は、以下の特例措置を受けることができます。詳細については各関係行政機関まで確認してください。

(1) 中小企業信用保険法

制度概要	中小企業者が金融機関から事業資金の借入を行う際、沖縄県信用保証協会が当該借入に対する保証を引き受ける場合の限度額・割合や、当該保証に係るリスクを日本政策金融公庫が負担する信用補完制度等について規定。			
特例概要	中小企業信用保険法の特例として、一般保証と別枠の保証枠(産業高度化・事業革新関連保証)の利用が可能になります。 また、保険料率についても沖振法令に定める利率が適用されます。 (沖振法第35条の5、沖振法令第14条)			
	一般保証 限度額	2億8,000万円 普通保証:2億円 無担保保証:8,000万円 特別小口: 2,000万円	別枠保証 限度額	2億8,000万円 普通保証:2億円 無担保保証:8,000万円 特別小口: 2,000万円
	保険料率	保証をした借入れの期間1年につき、0.41%(手形割引等特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合にあつては、0.35%)		

問合せ窓口：沖縄県信用保証協会(098-863-5300)

(2) 中小企業投資育成株式会社法

制度概要	中小企業のうち資本金が3億円以下の株式会社は、中小企業投資育成株式会社から、以下の投資を受けることができます。 ①設立時に発行する株式の引受けや ②事業を行うために必要とする資金調達のために発行する株式や新株予約権等の引受け
特例概要	資本金額が3億円を超える株式会社であっても、 中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能です。

問合せ窓口：大阪中小企業投資育成株式会社九州支社(092-724-0651)

Ⅲ 措置実施計画の認定申請について

1 措置実施計画とは

(1) 措置実施計画

産業イノベーション促進地域制度における特例措置を活用するためには、必要事項を記載した措置実施計画を作成し、知事の認定を受ける必要があります。また、税制上の特例措置（P4～6 ※事業所税を除く）の活用にあたっては、知事の認定に加え、措置実施前に主務大臣の確認を受ける必要があります。主務大臣の確認要件についてはP16をご確認ください。

(2) 記載事項

措置実施計画の認定申請書には、下記事項について記入してください。記入内容については、P19以降を確認いただくか、ワンストップ相談窓口へ相談してください。

- ① 産業高度化・事業革新措置により達成しようとする目標
- ② 産業高度化・事業革新措置の内容及び実施期間
- ③ 産業高度化・事業革新措置の実施体制
- ④ 産業高度化・事業革新措置を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
- ⑤ 産業高度化・事業革新措置の実施により見込まれる効果
- ⑥ その他

(3) 産業高度化・事業革新とは

- ① 産業高度化とは、以下のアからオまでのいずれかに該当する内容を指します。

ア 製品の開発力の向上

需要に適切に対応して、品質、性能の向上した新製品の創出、既存製品の改良を自主的に行う能力が向上することをいいます。

イ 役務の開発力の向上

需要に適切に対応して、新たなサービスの開発等を自主的に行う能力が向上することをいいます。

ウ 生産に関する技術の向上

生産の自動化、生産管理のシステム化等による高度な技術を用いた生産効率の促進が該当します。

エ 役務の提供に関する技術の向上

コンピュータ及びデータベースの利用等により、役務を適正な場所、時間又は数量で提供するための技術が向上することをいいます。

オ 経営の能率の向上

科学的かつ高度な経営ノウハウの導入、経営管理システムの活用、正確な情報収集等により経営の能率が向上することをいいます。

- ② 事業革新とは、以下のアからエまでのいずれかに該当する内容を指します。

ア 「地域資源」の生産技術を活用した新事業の創出

地域の特産物を活用した事業で、新商品や新サービスに新規性があり、従来のものとは差別化が図られることをいいます。

イ 「地域資源」の生産技術を活用した新たな需要の相当程度開拓

地域の特産物を活用した事業を行い、新たな需要を相当程度開拓すること（売上げの向上）が見込まれることをいいます。

ウ 再生可能エネルギー等に関する技術を活用した新事業の創出

再生可能エネルギー等に関する技術を活用した事業で、新商品や新サービスに新規性があり、従来のものとは差別化が図られることをいいます。

エ 再生可能エネルギー源等に関する技術を活用した新たな需要の相当程度開拓

再生可能エネルギー源等に関する技術を活用した事業を行い、新たな需要を相当程度開拓すること（売上げの向上）が見込まれることをいいます。

※ 地域資源とは、沖縄の特産物として相当程度認識されている

① 農林水産物（畜産物を含む。）

② 鉱工業品

③ 鉱工業品の生産技術を活用して製造した製品 のことをいいます。

例：さとうきび、シークワサー、マンゴー、モズク、琉球泡盛、
琉球びんがた、琉球漆器、琉球ガラス、沖縄黒糖等

※ 再生可能エネルギー源とは、

太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができると認められるものをいいます。

(4) 認定要件

産業イノベーション促進地域における措置実施計画について知事の認定を受けるには、沖縄法等に規定する知事の認定要件を満たす必要があります。

ア 知事が策定する産業イノベーション促進計画の内容等に適合していること。

イ 措置を実施することが産業高度化又は事業革新を図るために有効かつ適切であること。

- ・目標が具体的に設定されており、これを達成するために必要な措置が定められていること。

- ・措置の内容が具体的で実現性が高く、継続的な実施が見込まれること。

- ・措置が目標の実現に有効であることが合理的に説明されていること。

ウ 措置が確実に実施されると見込まれるものであること。

- ・措置の実施主体が特定されていること。

- ・措置の実施スケジュールが明確であること。

(5) 措置実施計画の申請時期について

課税の特例の活用については、計画対象資産の取得等までに知事の認定及び主務大臣の確認を受ける必要があるため、投資を実施する前に時間的余裕を持って申請してください。

2 産業イノベーション促進地域制度活用の流れ

(1) 事前相談

対象事業、措置実施計画の認定要件、認定申請手続等については、（公財）沖縄県産業振興公社（以下「公社」という。）に設置されている「沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口」（以下「ワンストップ相談窓口」という。）で事前に相談してください。

また、税制の特例措置については、各関係行政機関へ事前に問合せをしてください。



(2) 認定申請書の作成

沖縄特区・地域税制電子申請フォーム(以下「電子申請フォーム」という。)にログインし、認定申請書を作成してください。

なお、ワンストップ相談窓口では、措置実施計画認定申請書の作成支援も行っていますので、認定申請予定資産の資料等を用意し、内容を相談しながら認定申請書の作成が可能です。



(3) 認定申請書の申請及び事前審査

作成した認定申請書は、添付書類と併せて電子申請フォームから申請してください。

※申請にあたっては P13 を必ず確認してください。

公社にて事前審査が行われます。



(4) 認定申請書の審査及び認定

公社で事前審査が行われた後、沖縄県で審査が行われ、認定の可否が判断されます。

審査の結果、認定申請内容が適正であると認められると認定書が送付されます。審査の状況、結果については電子申請フォームから確認できます。

※沖縄県のホームページで、認定の概要を公表します。

※認定書原本は、認定申請書に記載のある住所及び代表者宛てに沖縄県(制度担当)から送付されますので、認定申請後に変更がある場合は、速やかに、公社担当者に連絡してください。



(5) 主務大臣の確認

税制上の特例措置(P4～6※)を受けようとする場合は、主務大臣の定める基準に適合する旨の確認が必要です。国の担当窓口の確認を申請し、確認書の交付を受けてください。(P16 参照) ※事業所税を除く。



(6) 各特例措置の活用

必要書類(認定書・確認書等)を持参の上、各窓口にて直接手続を行ってください。
※沖縄県(制度担当者)や公社から、各関係行政機関への連絡はいたしません。



(7) 措置実施状況の報告・認定

毎年、事業年度終了後1ヶ月以内に電子申請フォームから措置実施状況を報告してください。

沖縄県担当部署で審査が行われ、措置内容が適正であると認められると、認定書が送付されます。

※実施状況報告の認定が受けられなかった場合であっても、既に受けた特例措置が取り消されることはありません。

3 認定申請書提出先・申請書類

【認定申請書提出先】

認定申請書類については、沖縄特区・地域税制電子申請フォームの産業高度化・事業革新措置実施計画認定から申請してください。

申請書提出先：<https://logoform.jp/procedure/BSEt/1012>

【申請書類】

(1) 認定申請書様式

- ① **【様式第1号】** 産業高度化・事業革新措置実施計画認定申請書
- ② 別紙1 申請者の基本的事項、措置実施場所等の基本的事項
- ③ 別紙2 措置実施計画の内容
- ④ 別紙3 措置に必要な施設の整備

(2) 電子申請の操作マニュアルは、電子申請フォームからダウンロードしてください。

(3) 認定申請書に添付する書類

項目	必要添付書類	備考
1	履歴事項全部証明書又は住民票抄本	3ヶ月以内に発行されたもの。
2	貸借対照表	複写。直近1期分
3	損益計算書(販管費及び原価の明細書等を含む)	
4	事業に関する許可証・証明書等の写し(一部の事業のみ対象)	複写。(例：以下) 【倉庫業：倉庫業許可書】 【道路貨物運送業：一般貨物運送業許可書】 【特定の電気業：経産省の認定書、沖縄電力との売電契約書】
5	取得予定資産に関する資料 ※各種資料は複写も可 ※パンフレットや写真資料は、カラーにて提出してください(原本がモノクロの場合は、モノクロ可)。	土地 ①面積が確認可能な資料(登記事項証明書等) ②取得価額が確認可能な資料(見積書等)
		建物 ①延べ床面積が確認可能な資料(設計図、登記事項証明書等) ②取得価額が確認可能な資料(見積書や契約書等)
		建物附属設備 ①設備の内容が分かる資料(パンフレット等) ②取得価額が確認可能な資料(見積書等)
		機械・装置、構築物 ①設備の内容が分かる資料(パンフレット等) ②取得価額が確認可能な資料(見積書や契約書等)

		器具・備品 ①設備の内容が分かる資料（パンフレット等） ②取得価額が確認可能な資料（見積書や契約書等）
6	その他	産業高度化・事業革新措置実施計画の認定について必要な資料 ※必要に応じて別途依頼する場合があります。

※添付する書類について、原本を照会する場合もありますので、申請書類とあわせて保存してください。また、以下について不備がないか確認してから提出してください。

■見積書等

- ☐宛名及びメーカー名は明記されているか
- ☐日付は記入されているか
- ☐「一式」等の場合、内訳明細は添付されているか
- ☐申請資産以外が掲載されている場合、赤線にて見え消しされているか
- ☐（該当者のみ確認）見積等より対象資産に充てて、費用の按分を行っている場合、按分の内容が分かるように、①何をどのように按分しているのか、②申請資産の金額を算出するための計算式等を、明確に記載した資料が添付してあるか
- ☐申請書記載資産名と見積書等記載資産名において、齟齬はないか

■パンフレット等

- ☐見積書記載の資産名や型番と一致しているか
- ☐該当の資産がわかるように、丸印等はつけられているか
- ☐申請書記載資産名とパンフレット等記載資産名において、齟齬はないか

Ⅲ-Ⅱ 措置実施計画認定後の手続について

1 主務大臣の確認

税制上の特例措置(P4～6※事業税を除く)の活用にあたっては、知事の認定に加え、措置実施計画の措置により付加価値増や給与増等の一定の要件を満たしているか、主務大臣の確認が必要になります。

(参考) 主務大臣の確認要件(主務大臣の告示)

次のアに該当し、イ又はウのいずれかに該当することが必要となります。具体的な数値については、主務大臣の告示や手引きを確認してください。

- ア. 付加価値額の増加
- イ. 常用労働者数の維持及び常用労働者の給与額の増加
- ウ. 常用労働者数の増加

具体的な手続については、下記の内閣府ホームページを確認してください。

内閣府ホームページ(産業イノベーション促進地域)

<https://www8.cao.go.jp/okinawa/seisaku/okishinhou/2014kaisei/sangyo.html>

○問い合わせ先

内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付産業振興担当参事官室

TEL 03-5253-2111(内線:34363、34364)

2 変更認定又は認定取消

(1) 変更認定

認定された措置実施計画のうち、下記に該当する事項を変更する場合には、措置実施計画の変更認定が必要になります。

認定申請書(計画内容)に変更が生じると判明した時点で、速やかに、ワンストップ相談窓口にご相談のうえ、電子申請フォームから認定産業高度化・事業革新措置実施計画変更申請書(様式第3号)により変更申請を行ってください。

申請書提出先: <https://logoform.jp/procedure/BSEt/1012>

変更申請の内容を確認のうえ、認定産業高度化・事業革新措置実施計画変更認定書(様式第4号)を交付します。

また、改めて主務大臣の確認が必要となりますので注意してください。

【変更申請の該当項目】

- ・認定事業者の名称
- ・事業者の所在地
- ・対象資産の取得日又は供用開始日(事業年度を超える場合等)
- ・措置の実施期間
- ・措置の実施場所
- ・実施計画の実現が難しくなる程度の対象資産の変更
- ・対象資産の金額(変更額によっては、変更申請不要と判定される場合もあり)
- ・その他、実施計画の申請内容について、実施に影響があると考えられる事項

(2) 認定取り消し

認定された実施計画が実施されていない場合には、認定を取り消すことがあります。

3 実施状況報告

(1) 実施状況の報告

措置実施計画の認定を受けた事業者は、毎年、実施状況、収支決算、機械等の取得等に関する実績等を記載した認定産業高度化・事業革新措置実施計画実施状況報告書(様式第6号)を、実施期間中の各事業年度終了後1ヶ月以内に知事に提出してください。

審査の結果、措置の内容が適切に実施されていると認められるときは、認定書が交付されます。

【提出様式】

① **【様式第6号】** 認定産業高度化・事業革新措置実施計画実施状況報告書

② 別紙1-①

③ 別紙1-②

※①には損益計算書を添付してください。

※②③は、主務大臣の確認を受けている場合に提出してください。

【提出先】

電子申請フォームからログインして認定産業高度化・事業革新措置実施計画実施状況報告から報告してください。

○報告書提出先 : <https://logoform.jp/procedure/BSEt/1012>

(2) その他の調査

その他、各種アンケート調査等への協力をお願いすることがあります。

IV 問合せ先

1 制度・特例措置等の所管部署一覧

国税（法人税）	：	所管の各税務署
県税（法人事業税）	：	沖縄県の県税事務所
県税（不動産取得税）	：	沖縄県の県税事務所
市町村税（固定資産税）	：	各市町村の税務担当課
市町村税（事業所税）	：	那覇市資産税課
融資制度	：	沖縄振興開発金融公庫
中小企業の特例制度	：	各制度所管機関
中小企業信用保険法	：	沖縄県信用保証協会
中小企業投資育成株式会社法	：	大阪中小企業投資育成株式会社九州支社
国の確認要件	：	内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付産業振興担当参事官室

2 制度概要等の問合せ先

- 公益財団法人沖縄県産業振興公社
沖縄特区・地域税制活用ワンストップ相談窓口
T E L : 098-894-6377
Email : okitoku@okinawa-ric.or.jp
<https://www.zei-tokku.okinawa/>
- 沖縄県商工労働部 企業立地推進課 立地企業支援班
T E L : 098-866-2770
F A X : 098-866-2846
- I S C O電子申請フォームの操作について
T E L : 098-894-6377
Email : okitoku@okinawa-ric.or.jp
<https://www.zei-tokku.okinawa/>

1 措置実施計画申請等に係る記入要領

記載する年表記は西暦で統一してください。

(様式第1号) 産業高度化・事業革新措置実施計画認定申請書

1 産業高度化・事業革新措置の事業者名等

(1) 住所地及び事業者名

本社と事業所が異なる場合、実際に措置を行う住所を記入すること。

(2) 事業の属する業種名

日本標準産業分類を記入すること。

(3) 産業高度化・事業革新措置実施計画の概要

計画の概要を記入すること。

(別紙1) 申請者の基本的事項、措置実施場所の基本的事項

○ 申請者の基本事項

申請者の基本的事項について記載すること。

主たる業種

主たる業種を日本標準産業分類の大・中・小分類ごとに記入すること。

○ 措置実施場所等の基本的事項

措置実施場所（措置を行おうとする場所）の基本的事項について記載すること。様式第1号記載の「産業高度化・事業革新措置を行おうとする住所地及び事業者名」、「産業高度化・事業革新措置を行おうとする事業の属する業種名」と一致させること。

① 措置実施場所

措置実施場所の住所地を記入すること。

② 実施場所事業所名

措置を行おうとする事業者名（実施主体）と事業所名を記入する。

③ 措置の属する業種

措置の属する業種を日本標準産業分類の大・中・小分類ごとにプルダウンから選択すること。

(別紙2) 措置実施計画の内容（県の認定要件）

① 取組概要

取組の概要を記入すること。なお、この項目の内容は認定時に公表する。

様式第1号記載の「産業高度化・事業革新措置実施計画の概要」と一致させること。

② 達成しようとする目標

区分及び目標についてはプルダウンから選択すること。

定量的目標値の設定にあたっては、産業イノベーション促進計画（令和4年8月）の「6 措置の実施により見込まれる効果」にある10年間の目標値を参考に、実施期間で除して算出すること。

【参考】産業イノベーション促進計画（令和4年8月）

6 措置の実施により見込まれる効果（10年間の目標値）

本計画の実施による定量的な効果としては、認定事業者の付加価値額20%以上の増加、労働生産性10%以上の増加に寄与することが見込まれる。

【労働生産性の計算方法】

労働生産性＝付加価値額※1／常用労働者数

※1 付加価値額＝売上高－費用総額※2＋給与総額＋租税公課

※2 費用総額＝売上原価＋販売費＋一般管理費

③ 具体的な措置の内容

措置実施計画の内容を具体的に記入すること。

④ 実施期間

措置の実施計画を記入すること。なお、主務大臣の確認を受ける場合、措置期間が2年以上5年以下であることが必要となるので、下記を参考に実施期間を設定すること。

【実施期間と措置期間の考え方】

実施期間：実際に措置を実施する期間（知事への申請書に記載する期間）

措置期間：実施期間の開始日が属する事業年度の初日から、実施期間の終了日が属する事業年度の末日までの期間（主務大臣の告示第1条第7号）

（例）事業年度が4月1日～3月31日である申請者の場合

・実施期間 ①2022年10月1日 から ②2026年10月31日

・措置期間 ①の属する事業年度の初日（2022年4月1日）から
②の属する事業年度の末日（2027年3月31日）まで
＝ 5年

⑤ 実施体制

責任者（統括）、担当部署及び人数等を記入すること。

⑥ 必要な資金の額及びその調達方法

総事業費における自己資金、借入金、その他の内訳を記載し、借入（予定）先を記載すること。

⑦ 措置の実施により見込まれる効果

見込まれる効果（付加価値額や人員の増加等）を記入すること。

⑧ 活用を予定する支援措置

活用を予定する支援措置について該当する措置の□にチェックを入れること。

（別紙３）産業高度化・事業革新措置に必要な施設の整備

① 資産の種類

取得予定資産の種類（土地、建物及び建物附属設備、機械・装置、器具・備品、構築物）をプルダウンから選択すること。

② 資産の内容

建物、建物附属設備、構築物、器具及び備品については「「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第一の「構造又は用途」」＋「資産名等具体的な設備の名称」などを記述し、対象資産であることを明確にすること。

③ 予定単価、取得予定価格

取得予定の単価と価格を税抜き、千円単位（千円未満切り捨て）で記述する。添付する各設備の取得価格が確認できる資料の金額と一致するか確認すること。

④ 取得予定時期、供用開始時期

予定している取得年月及び供用開始予定の年月を西暦で記述すること。

2 措置実施計画申請等に係る記入例

(1) 様式第1号

様式第1号（第3条関係）

産業高度化・事業革新措置実施計画認定申請書

年 月 日

沖縄県知事 殿

住所 沖縄県那覇市泉崎100番地
名称 株式会社おきなわ食品
代表者の氏名 代表取締役 沖縄 太郎

エクセルシート（別紙1）の
「申請者の基本的事項」に入力

沖縄振興特別措置法第35条の3第1項の規定に基づき、みだしの計画について認定を受けた
いので下記のとおり申請します。

記

1 産業高度化・事業革新措置の事業者名等

(1) 産業高度化・事業革新措置を行おうとする住所地及び事業者名

住 所 : 沖縄県中頭郡西原町100番地

事業者名 : 株式会社おきなわ食品 西原工場

実際に実施する事業所を記入してく
ださい。本社と同じ所在地でも記入。
エクセルシート（別紙1）の「措置実
施場所等の基本的事項」に入力

(2) 産業高度化・事業革新措置を行おうとする事業の属する業種名

(大分類) 製造業

(中分類) 食料品製造業

(小分類) 091畜産食料品製造業

日本標準産業分類を確認し、該当事業を
記載してください。

(3) 産業高度化・事業革新措置実施計画の概要

レトルト製品等の製造工程の効率化に取り組むことで、売上高の増加及び製造コス
ト低減を図り、もって付加価値額の向上及び雇用の拡大を目指す。

エクセルシート（別紙2）の「取組概要※
認定時に公表」に入力

2 沖縄振興特別措置法第35条の3第2項に掲げる記載事項

別紙1から3のとおり

（日本標準産業分類）

e-Stat 政府統計の総合窓口ホームページ → 統計分類・調査項目 → 統計分類 → 日本標準産業分類

又は <https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10>

(2) 別紙1

入力不可

申請書作成支援終了後、実際の申請日を入力

管理番号				別紙1	
		申請日：	年	月	日
申請者の基本的事項					
名 称	株式会社おきなわ食品	電話 番号	098-000-0000		
代 表 者 名	代表取締役 沖縄 太郎	申 請 担 当	那覇 花子		
本 社	〒 900-0805	E-mail	hanako@		
所 在 地	沖縄県那覇市泉崎100番地	設 立 日	1971 年	12 月	1 日
主 たる 業 種	(大分類) 製造業	従 業 員 数	60人		
	(中分類) 食品製造業	申 請 者 の	自	4月1日	
	(小分類) 091畜産食料品製造業	事 業 年 度	至	3月31日	
措置実施場所等の基本的事項					
措置実施 場 所	〒 900-0000	実 施 場 所	株式会社おきなわ食品 西原工場		
	沖縄県中頭郡西原町100番地	事 業 所 名			
措 置 の 属 する 業 種	(大分類) 製造業	実 施 場 所	50人		
	(中分類) 食料品製造業	従 業 員 数			
	(小分類) 091畜産食料品製造業	開 設 日	2022 年	12 月	1 日

措置実施場所で行う業種をプルダウンリストより選択

(3) 別紙2

受理番号				別紙2
申請日： 年 月 日				
措置実施計画の内容				
取組概要 ※認定時に公表	レトルト製品等の製造工程の効率化に取り組むことで、売上高の増加及び製造コスト低減を図り、もって付加価値額の向上及び雇用の拡大を目指す。			
達成しようとする 目標	区分	産業高度化		
	目標	生産に関する技術の向上		
	定量的 目標値	2026年度の付加価値額及び労働生産性を2021年度実績比で以下のとおりとする。 付加価値額 10 %以上の増加 労働生産性 5 %以上の増加		
具体的な 措置の内容	当社は、食肉を原材料に加工製品の製造を行っており、今回、レトルト製品や乾燥製品及び精肉加工品の製造工程を効率化するための原料の乾燥機、スライサー及び異物検出器を導入する。			
実施期間	2023 年 2 月 1 日 ～ 2024 年 2 月 28 日 (2 事業年度)			
実施体制	部署・部門名	措置実施計画における主な役割及び人数		
	工場長	実施計画の総括		
	乾燥製品製造部門	製造ラインの管理・運用（責任者1名含む5名体制）		
	食肉加工製品製造部門	製造ラインの管理・運用（責任者1名含む10名体制）		
必要な資金の額 及びその調達方法	総事業費（税抜）	21,335,000 円		
	うち、自己資金	16,335,000 円		
	うち、借入金	5,000,000 円		
	その他（増資等）	0 円		
	借入（予定）先	沖縄振興開発金融公庫		
措置の実施により 見込まれる効果	措置の実施により、乾燥製品の製造量を約2倍／日とするほか、精肉加工製品の製造量を約1.6倍／日に増加すると見込んでいる。 これにより、売上高の増加と製造コストの低減を実現し、付加価値額を増加させるほか、事業規模の拡大により雇用の維持拡大を目指す。			
活用を予定する 支援措置	☒ 課税の特例	☐ 国際物流拠点産業集積地域等特定地域振興資金貸付		
	☐ 中小企業信用保険法の特例	☒ 中小企業投資育成株式会社法の特例		
その他				

入力すると様式第1号の1(3)に表示されます。
認定後は計画概要として公表します。

実施計画に従って実施する期間の初日から末日までを記入すること。

事業実施可能な体制かどうかを確認しますので、責任者（統括）、担当部署及び人数等を具体的に記入してください。

措置実施計画に必要な資金の調達方法を入力

(4) 別紙3

受理番号								別紙3
申請日： 年 月 日								
産業高度化・事業革新措置に必要な施設の整備								
新たに取得等する予定の減価償却資産					☒ 有り ☐ 無し		金額は千円単位の税抜き（千円未満切り捨て）	
取得予定資産の内容					（単位：千円）			
No	資産の種類	資産の内容	数量	予定単価	取得予定価格	取得予定時期	供用開始時期	
1	機械・装置	食料品製造業用設備（乾燥機）	1式	10,000	10,000	2022年12月	2022年12月	
2	機械・装置	食料品製造業用設備（スライサー）	台	2,000	4,000	2022年12月	2022年12月	
3	機械・装置	食料品製造業用設備（異物検出器）	1式	6,000	6,000	2022年12月	2022年12月	
4								
5								

取得予定の資産について該当する種類をプルダウンより選択

建物、建物附属設備、構築物、器具及び備品については「「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第一の「構造又は用途」」＋「資産名等具体的な設備の名称」などを入力

3 変更申請書の記入例

様式第3号（第4条関係）

認定産業高度化・事業革新措置実施計画変更認定申請書

2023 年 2 月 1 日

沖縄県知事 殿

住所 沖縄県那覇市泉崎100番地
名称 株式会社おきなわ食品
代表者の氏名 沖縄 太郎

2023年1月1日付けで認定を受けた措置実施計画について、下記のとおり変更したいので、沖縄振興特別措置法第35条の3第6項の規定に基づき申請します。

記

1 変更事項

変更前	変更後
・生産ライン 1,400万円 ・機械設備の供用開始日 2023年4月1日（予定） ・成分分析機器の取得 2023年4月1日（予定）	・生産ライン 3,000万円 （仕様の変更により●m延長） ・機械設備の供用開始日 2023年5月1日（予定） ・成分分析機器の取得 外部委託に切り替えのため、取得取りやめ

2 変更の趣旨及び理由

より高度な加工技術が求められる商品を製造することとしたため、生産ラインをハイスペックなものに仕様変更してこれに対応するため。

また、他社の類似製品の発売や売上減少に伴った社内体制の見直しのため、開発商品やPR等の企画の練り直しを行い、当該商品用の有用成分抽出装置及びボトリング機械設備の取得時期変更や、当社研究開発部門の縮小による成分分析業務を外部委託に切り替えるため、機器の取得を取りやめる。よって、認定された計画に大幅な変更が生じた。

変更理由について具体的に記入してください。

4 実施状況報告書の記入例

様式第6号（第5条関係）

認定産業高度化・事業革新措置実施計画実施状況報告書

2023 年 ● 月 ● 日

沖縄県知事 殿

住所 沖縄県糸満市●● ●●-●●

名称 株式会社●●

代表者の氏名 ●● ●●

沖縄振興特別措置法第35条の4の規定に基づき、認定産業高度化・事業革新措置実施計画の実施状況について報告します。

1 認定産業高度化・事業革新措置実施計画

認定日 令和●年●月●日

認定番号 商企第●●●●号

県知事の認定書の右上に記載のある
認定日及び認定番号を記入する

申請書別紙1及び別紙2に
記載の実施場所、実施期間を
記入する

2 産業高度化・事業革新措置の実施状況

(1) 措置の実施場所

沖縄県糸満市●●

(2) 措置の実施期間

令和4年●月●日から令和6年●月●日

(3) 措置の内容

18リットル缶蓋の製造工程を手動プレス機3台3名体制の流れ作業で行っている。今回の自動化により1名で作業が行え、検査作業も目視から新ラインのカメラで同時に行える。

措置の内容は申請書別紙2
の「具体的な措置の内容」
部分を簡潔にまとめて記入

3 取得した設備等の実績

(1) ●●工場建設用地

取得日： 年 月 日

供用開始日： 年 月 日

取得費用：

(2) ●●工場（建物附属設備（●●、●●、●●）を含む。）

取得日： 年 月 日

供用開始日： 年 月 日

取得費用：

(3) 機械及び装置、器具及び備品

取得日： 2022年10月31日

供用開始日： 2022年11月18日

取得費用： 15,000,000円

実際に取得した土地、建物、機械等を
記入してください。不要な項目は削除
して構いません。今回であれば機械の
取得のみなので(1)と(2)を削除し
(3)を(1)とする、など。

取得した設備等が複数ある場合は
適宜行を挿入し記入する

4 前事業年度の収支決算報告

報告する事業年度期間 R4.1.1 ～ R4.12.31

☒ 別添「損益計算書」及びそれに付随する書類により報告します。

5 実績報告（国から確認を受けた事業者のみ対象）

☒ 実績報告について、別紙1-①、1-②により、報告します。

別紙1－①

法人又は個人名	対象事業所※2の名称	県知事の認定日	措置実施計画認定番号(〇〇〇)	報告する事業年度の開始日	報告する事業年度の終了日	左記の事業年度内に設備等を新増設した場合は設備名称	同施設取得価額(千円)	課税の特例の適用見込み	課税の特例の適用額(千円) (未定の場合には申告手続き後の提出で可)					
		主務大臣の確認日(確認書の日付)	確認書の文書番号(府政沖第〇号)						投資税額控除(法人税の控除額)	特別償却(特別償却限度額)	事業税(免税額)	不動産取得税(免税額)	固定資産税(免税額)	事業所税(軽減額)
株式会社●●	株式会社●●	R4.10.4	第●●号	R4.1.1	R4.12.31	180缶蓋加工機*7 トシズム	15,000	あり	●●		●●		●●	
		R4.10.26	府政沖第●●号											

主務大臣の確認書の日付と番号を記入する。

税額控除や課税免除申請した額を記入する。

確認申請において適用した要件の類型 (※1のA～Eから選択)	①当該事業年度における対象事業所又は対象法人等の事業に係る付加価値額(千円) ※付加価値額＝売上高－費用総額＋給与総額＋租税公課						②事業年度の終了日において対象事業所に雇用されている常用労働者の平均一人当たり給与額(円)	③当該事業年度における対象事業所に雇用されている常用労働者の平均一人当たり給与額(円)	【計画最終年度についての報告の場合に記載】 ①～③について、申請時に見込んだ目標値を実現できなかった場合には、その背景・理由を記入してください。(実現できた場合には不要)
	集計対象 ※3	①売上高	②売上原価	③販売費及び一般管理費	④給与総額	⑤租税公課			
B	●● 対象事業所	●●	●●	●●	●●	●●	121	372,162	

損益計算書及びそれに付随する書類の数値と一致させる。

※詳細を報告書様式②シートにまとめてください

※詳細を報告書様式②シートにまとめてください

別紙1－②の数値と一致させる。

別紙 1 - ②

常用労働者の平均一人当たり給与額シート

事業者	株式会社●●
事業所	系満市●●
認定日	2022/10/4
認定番号	商企第●●号
確認日	
確認番号	
年度開始日	R4.1.1
年度終了日	R4.12.31

月は会社の事業年度に合わせて修正ください
3月末決算であればここは「4」月からに変更

月	常用労働者の現金給与 額の合計(円)	常用労働者数 (人)	平均一人当たり 給与額(円)(自動計算)
1	34,634,428	124	279,310
2	34,247,873	124	276,193
3	35,396,447	123	287,776
4	36,280,679	124	292,586
5	36,527,337	123	296,970
6	35,183,197	123	286,042
7	85,252,387	124	687,519
8	35,339,408	122	289,667
9	35,068,026	120	292,234
10	35,925,383	120	299,378
11	36,717,872	120	305,982
12	105,546,795	121	872,288
平均一人当たり給与額			372,162

常用労働者の平均一人当たり給与額年間平均額算定シート(詳細)

【〇年度】

月	常用労働者の現金給与額の合計(円)			常用労働者数(人)				平均一人当たり 給与額(円) (自動計算)
	きまって支給する給与の総額(労働協約、就業規則等に支給条件、算定方法等が定められている給与。残業手当等を含む。)	特別に支払われた給与の総額(益、暮等の賞与、3か月を超える期間で算定される給与、ベースアップの差額追加分及び支給事由の発生が不確実な給与)	合計 (自動計算)	直前の月の常用労働者数(5月以降自動計算)	採用、転勤等による各月の増加数	解雇、退職、転職等による減少数	合計 (自動計算)	
1	34,634,428		34,634,428	124	0	0	124	279,310
2	34,247,873		34,247,873	124	0	0	124	276,193
3	35,396,447		35,396,447	124	0	1	123	287,776
4	36,280,679		36,280,679	123	1	0	124	292,586
5	36,527,337		36,527,337	124	0	1	123	296,970
6	35,183,197		35,183,197	123	0	0	123	286,042
7	36,541,827	48,710,560	85,252,387	123	1	0	124	687,519
8	35,339,408		35,339,408	124	0	2	122	289,667
9	35,068,026		35,068,026	122	0	2	120	292,234
10	35,925,383		35,925,383	120	0	0	120	299,378
11	36,717,872		36,717,872	120	0	0	120	305,982
12	35,921,718	69,625,077	105,546,795	120	1	0	121	872,288
平均一人当たり給与額(年間平均額)								372,162